

四日市市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

四日市市長 田中俊行

四日市市規則第43号

四日市市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

四日市市子ども・子育て支援法施行細則（平成26年四日市市規則第53号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(支給認定の申請等) 第3条 (略) 2 市長は、前項の申請に係る小学校就 学前子どもの保護者が支給認定に該当 すると認めたときは、支給認定証（第 2号様式）を、認められないときは、 <u>支給認定申請却下通知書（第2号様式 の2）</u> を当該申請に係る保護者に交付 するものとする。	(支給認定の申請等) 第3条 (略) 2 市長は、前項の申請に係る小学校就 学前子どもの保護者が支給認定に該当 すると認めたときは、支給認定証（第 2号様式）を当該申請に係る保護者に 交付するものとする。
(利用者負担の額) 第4条 利用者負担の額は、法第27条 第3項第2号、第28条第2項各号、 第29条第3項第2号及び第30条第 2項各号（法附則第9条第1項の規定 の適用があるときは、同項第1号イ、 第2項イ（1）若しくはロ（1）又は 第3号イ（1））に掲げる政令で定め る額を限度として市長が定める額と し、別表のとおりとする。ただし、四 日市市立保育所入所児童に要する費用	(利用者負担の額) 第4条 利用者負担の額は、法第27条 第3項第2号、第28条第2項各号、 第29条第3項第2号及び第30条第 2項各号（法附則第9条第1項の規定 の適用があるときは、同項第1号イ、 第2項イ（1）若しくはロ（1）又は 第3号イ（1））に掲げる政令で定め る額を限度として市長が定める額と し、別表のとおりとする。ただし、四 日市市幼稚園保育料及び教育委託料徵

に関する規則（昭和38年規則第16号）及び四日市市入所児童の保育委託に関する規則（平成12年規則第30号）に定める保育料についてはこの限りでない。

2 (略)

（特定教育・保育施設等の確認の申請）

第8条 法第31条第1項、第32条第1項、第43条第1項及び第44条第1項の規定による申請は、特定教育・保育施設特定地域型保育事業確認（変更）申請書（第4号様式）に市長が定める書類を添付して行うものとする。

2 法第35条第1項及び第47条第1項の規定による届出は、特定教育・保育施設特定地域型保育事業確認変更届出書（第5号様式）により行うものとする。

3 法第35条第2項及び第47条第2項の規定による届出は、特定教育・保育施設特定地域型保育事業利用定員減少届（第6号様式）により行うものとする。

（業務管理体制の整備）

第10条 法第55条第2項から第4項までの規定による届出は、業務管理体制の整備に関する事項の届出書（第7

収条例（昭和23年条例第50号）及び四日市市立保育所入所児童に要する費用に関する規則（昭和38年規則第16号）並びに四日市市入所児童の保育委託に関する規則（平成12年規則第30号）に定める保育料についてはこの限りでない。

2 (略)

（特定教育・保育施設等の確認の申請）

第8条 法第31条第1項及び第43条第1項の規定による申請は、特定教育・保育施設特定地域型保育事業確認申請書（第4号様式）に市長が定める書類を添付して行うものとする。

号様式により行うものとする。

(補則)

第11条 (略)

2 この規則の別表を改正するときは、
あらかじめ市議会の関係常任委員会委
員長の意見を聴くものとする。

(補則)

第10条 (略)

改正後

附 則

1から4まで (略)

(公立幼稚園の利用者負担額)

5 四日市市立幼稚園条例（昭和28年四日市市条例第25号）第2条に規定する幼稚園に入園した、法第19条第1項に該当する支給認定子どもの利用者負担の額については、第4条の規定に関わらず、当分の間、次の表に掲げるとおりとする。

(1) 利用者負担額

納入義務者の属する世帯の階層区分		利用者負担額
階層区分	定義	(月額) 単位：円
第1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0
第2	市町村民税所得割非課税世帯	2,300
第3	市町村民税所得割課税世帯 課税額 5,001円未満	5,170
第4	市町村民税所得割課税世帯 課税額 5,001円以上10,001円未満	6,320
第5	市町村民税所得割課税世帯 課税額 10,001円以上	6,900

(2) 多子世帯の利用者負担額

区分	保育料
<u>入園児童と同一の世帯に属する兄姉が1人、特定教育・保育施設若しくは特定地域型保育事業所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴児通園施設、肢体不自由児施設通園部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部（以下「保育所等」という。）に入所若しくは児童発達支援を利用し、又は小学校（義務教育学校の前期課程含む。）の第1学年から第3学年までに在学する場合</u>	<u>保育料基準額欄の各認定区分の額に100分の50を乗じて得た額</u>
<u>1の利用者負担額算定の基準となる市町村民税所得割課税額が77,101円未満であるとき、入園児童と生計を一つにする兄姉又は次の各号に該当する者で当該入園児童より早く出生した者が1人いる場合</u>	<u>保育料基準額欄の各認定区分の額に100分の50を乗じて得た額</u>
<u>ア 当該入所児童の保護者に監護されていた者</u>	
<u>イ 当該入所児童の保護者又はその配偶者の直系卑属（当該入所児童の保護者に監護される者及び監護されていた者を除く。）</u>	
<u>入園児童と同一の世帯の属にする兄姉が中学校（義務教育学校の後期課程含む。）の第3学年までに2人以上いる場合</u>	<u>0</u>
<u>1の利用者負担額算定の基準となる市町村民税所得割課税額が77,101円未</u>	<u>0</u>

<p><u>満であるとき、入園児童と生計を一つにする兄姉又は次の各号に該当する者で当該入園児童より早く出生した者が2人以上いる場合</u></p> <p>ア <u>当該入所児童の保護者に監護されていた者</u></p> <p>イ <u>当該入所児童の保護者又はその配偶者の直系卑属（当該入所児童の保護者に監護される者及び監護されていた者を除く。）</u></p>	
<u>上記の条件を複数満たす場合</u>	<u>その低額なもの</u>

備考

- (1) 利用者負担額は、4月2日から翌年4月1日までに生まれた児童を同一年齢児として扱う。
- (2) 利用者負担額は、複数の要件を満たすときは、その低額なものとする。
- (3) 4月分から8月分までの保育料は前年度市町村民税の額により、9月分から翌年3月分までの利用者負担額は、当年度市町村民税の額により算定する。
- (4) 表の第3階層から第5階層までにおける「所得割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する所得割（同法第314条の7、同法第314条の8、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しない。）の額をいう。地方税法第323条に規定する市民税の減免がある場合は、その額を所得割の額又は均等割額からそれぞれ控除して得た額を所得割の額又は均等割額とする。この場合において、世帯員が非婚の一人親（婚姻の届出をしていない事実上婚姻関係と同様の者は除く。）であるときは、寡婦控除の適用があるものとみなす。
- (5) 第2階層において次に掲げる世帯は、利用者負担額を0円とし、第3階層、第4階層及び第5階層中「所得割額」が77,101円未満で次に掲げる世帯は、当該入園児童の利用者負担額は、利用者負担額欄の各認定区分の額から1,000円を控除した額に100分の50を乗じて得た額とする。ただし、入園児童と生計を一つにする兄姉又は当該入園児童の保護者又はその配偶者の直系卑属（当該入園児童の保護者に監護される者及び監護されていた者を含

む) 者で当該入園児童より早く出生した者が1人以上いる場合は、当該入園児童の利用者負担額は0円とする。

① 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

② 次に掲げる在宅障害児（者）を有する世帯

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者

③ 児童の保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

(6) 月途中における入退所があった場合の利用者負担限度額は、次に定める算式により算出して得た額とする。

利用者負担額（月額）×在籍期間中の開所日数（当該日数が20日を超える場合は20日）÷20日

(7) 利用者負担限度額に10円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てる。

改正前

附 則

1から4まで (略)

改正後

別表（第4条関係）

1 法第19条第1項第1号に該当するもの

納入義務者の属する世帯の階層区分

利用者負担限度額

(月額) 単位：円

階層区分	定義	年齢区分	
		満3歳・3歳児	4歳以上児
第1	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む。) 及び中国 残留邦人等の円滑な帰国の促進 並びに永住帰国した中国残留邦 人等及び特定配偶者の自立の支 援に関する法律による支援給付 受給世帯	0	0
第2	市町村民税所得割非課税世帯	400	0
第3	市町村民税所得割課税世帯 課税額 <u>48,599円未満</u>	3,900	2,700
第4	市町村民税所得割課税世帯 課税額 <u>48,600円以上6 2,851円未満</u>	6,500	4,800
第5	市町村民税所得割課税世帯 課税額 <u>62,851円以上7 7,101円未満</u>	11,100	8,200
第6	市町村民税所得割課税世帯 課税額 <u>77,101円以上1 44,151円未満</u>	15,700	11,600
第7	市町村民税所得割課税世帯 課税額 <u>144,151円以上 211,201円未満</u>	17,900	14,000
第8	市町村民税所得割課税世帯 課税額 <u>211,201円以上</u>	23,100	18,200

2 (略)

3 多子世帯の利用者負担限度額 (単位: 円)

区分	保育料
----	-----

特定教育・保育施設若しくは特定地域保育型保育事業所の入所者と同一の世帯に属する兄姉が1人、特定教育・保育施設若しくは特定地域型保育事業所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴児通園施設、肢体不自由児施設通園部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部（以下「保育所等」という。）に入所若しくは児童発達支援を利用している場合（法第19条第1項の第1号の認定を受けた児童については小学校（義務教育学校の前期課程含む。）の第1学年から第3学年までに在学する場合

1. 2の利用者負担額算定の基準となる市町村民税所得割課税額が77,101円未満であるとき（法第19条第1項第2号又は第3号の認定を受けた児童については57,700円）、特定教育・保育若しくは特定地域型保育事業所の入所児童と生計を一つにする兄姉又は次の各号に該当する者で当該入所児童より早く出生した者が1人いる場合

ア 当該入所児童の保護者に監護されていた者

イ 当該入所児童の保護者又はその配偶者の直系卑属（当該入所児童の保護者に監護される者及び監護されていた者を除く。）

特定教育・保育施設若しくは特定地域保育型保育事業所の入所者と同一の世帯に

保育料基準額欄の各認定区分の額に1

00分の50を乗じて得た額

保育料基準額欄の各認定区分の額に1

00分の50を乗じて得た額

0

<u>属する兄姉が中学校（義務教育学校の後期課程含む。）の第3学年までに2人以上いる場合</u>	
<u>利用者負担限度額算定の基準となる市町村民税所得割課税額が、1の表の場合においては77,101円未満、2の表の場合においては57,700円未満であるとき、特定教育・保育若しくは特定地域型保育事業所の入所児童と生計を一つにする兄姉又は次の各号に該当する者で当該入所児童より早く出生した者が2人以上いる場合</u>	0
<u>ア 当該入所児童の保護者に監護されていた者</u>	
<u>イ 当該入所児童の保護者又はその配偶者の直系卑属（当該入所児童の保護者に監護される者及び監護されていた者を除く。）</u>	
<u>上記の条件を複数満たす場合</u>	<u>その低額なもの</u>

備考

(1)から(5)まで (略)

(6) 1及び2の表の第2階層において次に掲げる世帯は、利用者負担限度額を0円とし、1の表の第3階層、第4階層及び第5階層、2の表の第3階層及び第4階層において次に掲げる世帯の利用者負担限度額は、利用者負担限度額欄の各認定区分の額から1,000円を控除した額に100分の50を乗じて得た額とし、2の表の第5階層及び第6階層中「所得割額」が77,101円未満で次に掲げる世帯の利用者負担限度額は、利用者負担限度額欄の各認定区分の額に100分の50を乗じて得た額とする。ただし、特定教育・保育若しくは特定地域型保育事業所の入所児童と生計を一つにする兄姉又は当該入所児童の保護者又はその配偶者の直系卑属（当該入所児童の保護者に監護される者及び監護されていた者を含む）者で当該入所児童より早く出生した者が1人以上い

る場合は、当該入所児童の利用者負担限度は0円とする。

①から③まで (略)

(7)から(9)まで (略)

改正前

別表（第4条関係）

1 法第19条第1項第1号に該当するもの

納入義務者の属する世帯の階層区分		利用者負担限度額
階層区分	定義	(月額) 単位：円
第1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0
第2	市町村民税所得割非課税世帯	3,000
第3	市町村民税所得割課税世帯 課税額 77,101円未満	16,100
第4	市町村民税所得割課税世帯 課税額 77,101円以上 211,201円未満	20,500
第5	市町村民税所得割課税世帯 課税額 211,201円以上	25,700

2 (略)

3 同一世帯から2人以上の就学前児童が特定教育・保育施設若しくは特定地域型保育事業所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部若しくは情緒障害児短期治療施設通園部（以下「保育所等」という。）に入所し、又は児童デイサービスを利用している場合の保育料（単位：円）

同一世帯の入所児童のうち、特定教育・保育施設等に入所している	1 同一世帯の入所児童のうち、最も年齢の高い児童	利用者負担限度額欄の各認定区分の額（備考（6）の規定を適用後の額）
--------------------------------	--------------------------	-----------------------------------

<u>児童に係る利用者負担 限度額</u>	<u>2 同一世帯の入所 児童のうち、1の 児童の次に年齢の 高い児童</u>	<u>利用者負担限度額欄の各認定区 分の額（備考（6）の規定を適 用後の額）×0.5</u>
	<u>3 その他の児童</u>	<u>0</u>

4 多子世帯の利用者負担限度額（単位：円）

<u>同一世帯に3人以上の児童がおり、特定教育・ 保育施設等に入所している児童の兄姉が小学校 に入学し、又は児童デイサービスを利用してい る場合、小学6年生以下の児童から数えて第3 子以降となる入所児童の利用者負担限度額</u>	<u>0</u>
--	----------

備考

(1)から(5)まで (略)

(6) 第2階層において次に掲げる世帯は、利用者負担限度額を0円とし、第3階
層及び2の表の第4階層において次に掲げる世帯は、当該階層の利用者負担限
度額から1,000円を控除する。

①から③まで (略)

(7)から(9)まで (略)

第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第3条関係）

年 月 日	
様	
四日市市長	
支 給 認 定 証	
支 給 認 定 証 番 号	第 号
入所する児童の氏名 及 び 生 年 月 日	
保 護 者 の 氏 名 及 び 生 年 月 日	
居 住 地	
支 給 認 定 区 分	
保 育 必 要 量	
保育を必要とする事由	
有 効 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで

備考

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市市長に対して審査請求することができます。

この決定の取消しの訴えは、この処分に対する審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

- (1) 審査請求のあった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

なお、上記の場合の処分の取消しの訴えは、この処分を知った日の翌日から起算して6か月以内に、四日市市（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長）を被告として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求することや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分のあった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求することや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第2号様式の次に次の1様式を加える。

第2号様式の2（第3条関係）

年　月　日

様

四日市市長

支給認定申請却下通知書

年　月　日付けの支給認定申請について、下記の理由により却下しました
ので通知します。

申請者氏名：
申請に係る子どもの氏名：
却下理由：

教示

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市市長に対して審査請求することができます。

この決定の取消しの訴えは、この処分に対する審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

- (1) 審査請求のあった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

なお、上記の場合の処分の取消しの訴えは、この処分を知った日の翌日から起算して6か月以内に、四日市市（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長）を被告として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求することや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分のあった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求することや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第3号様式から第7号様式までを次のように改める。

第3号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

四日市市長

保育料決定通知書

保育料を次のとおり決定しましたので通知いたします。

入所する児童の氏名 ・ 認定者番号 及び生年月日	
事 業 所 名	
保 育 料 月 額	
保 育 の 実 施 期 間	から

備考

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市市長に対して審査請求することができます。

この決定の取消しの訴えは、この処分に対する審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

- (1) 審査請求のあった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

なお、上記の場合の処分の取消しの訴えは、この処分を知った日の翌日から起算して6か月以内に、四日市市（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長）を被告として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求することや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分のあった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求することや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第4号様式（第8条関係）

特定教育・保育施設
特定地域型保育事業

確認（変更）申請書

年 月 日

四日市市長

所 在 地

申請者 名 称

(印)

代表者氏名

子ども・子育て支援法に規定する
に係る確認を受けたいので次のとおり、関係書類を添えて
申請します。

申 請 者	フリガナ 名称（氏名）							
	主たる事務所の 所在地・連絡先	(郵便番号 一) 電話番号 FAX番号 E-mail アドレス						
	法人等の種別				法人所轄庁			
	代表者の 職名・氏名	職 名		フリガナ 氏名				
	代表者生年月日	年 月 日 (満 才)			代表就任年月日	年 月 日		
	代表者の 住所・連絡先	(郵便番号 一) 電話番号 FAX番号						
	事業者番号							既に付番されている場合
	事業開始（予定）年月日	年 月 日						
	教育・保育施設等 の区分	区 分					添付様式	
	特定教育・特定保育施設							
	特定地域型保育事業者							

第5号様式（第8条関係）

特定教育・保育施設
特定地域型保育事業

確認変更届出書

年　月　日

四日市市長

所 在 地

申請者 名 称

(印)

代表者氏名

子ども・子育て支援法第 条第 項に規定により の確認に係る事項を変更したい
ので次のとおり、関係書類を添えて届け出ます。

1 施設の名称・所在地

名 称	
所在地	

2 変更があった事項

項目	変更前	変更後	備考

3 変更年月日

年　月　日

第6号様式（第8条関係）

特定教育・保育施設、特定地域型保育事業利用定員減少届

年　月　日

四日市市長

所 在 地

申請者 名 称

(印)

代表者氏名

利用定員を下記を減少したいので、子ども・子育て支援法第35条第2項（第47条第2項）の規定により、次のとおり届け出ます。

1 施設の名称・所在地

名 称	
所在地	

2 利用定員を減少しようとする年月日

年　月　日

3 利用定員を減少しようとする理由

--

4 現に利用している子どもに対する措置

--

5 減少後の利用定員

1号認定こども	2号認定こども	3号認定こども		合計
		1歳未満	1歳以上	

第7号様式（第10条関係）

子ども・子育て支援法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書

年　月　日

四日市市長

所 在 地

申請者 名 称

(印)

代表者氏名

のことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

1 届出の内容	(1) 子ども・子育て支援法第55条第2項関係（整備）		
	(2) 子ども・子育て支援法第55条第3項関係（届出事項の変更）		
	(3) 子ども・子育て支援法第55条第4項関係（届出区分の変更）		
名称・氏名	川がナ		
住所 (主たる事務所の所在地)			
連絡先	電話	FAX	
代表者の氏名	川がナ		
代表者の職名			
代表者の生年月日	年　月　日		
代表者の住所			
3 法令遵守 責任者	氏名	川がナ	
	生年月日	年　月　日	
4 届出の内容 が（3）の場合の変更後の 届出先			

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(こども未来部保育幼稚園課)